

神崎市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、神崎市地域公共交通計画策定業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に必要な事項を定める。

2. 業務概要

（1）業務名

神崎市地域公共交通計画策定業務委託

（2）業務内容

「神崎市地域公共交通計画策定業務委託仕様書」による

（3）履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

（4）契約限度額

7,821 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、またこの上限額を超えてはならない。

3. 担当部署

本業務の担当部署は、次のとおりとする。

神崎市地域公共交通活性化協議会（神崎市総務企画部総合政策課内）

住 所：〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

電 話：0952-37-0102（直通）

E-mail：kotsu@city.kanzaki.lg.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。なお、参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規定に準じて、神崎市地域公共交通活性化協議会受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行うものとし、審査の結果は「参加表明書」を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。

本業務を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていること

- (1) 令和 7・8 年度 神崎市建設工事等入札参加資格（測量・建設コンサルタント等）を有している者のうち、競争参加資格希望業種区分において、都市計画及び地方計画部門に係る業務の登録があること。
- (2) 佐賀県内又は福岡県内のいずれかに本店又は契約権限を有する支店（営業所）を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 過去 5 年以内に、本業務と同種・同規模の受託実績を有していること。
- (5) 神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領(平成 18 年告示第 21 号)による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合を除く。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 選定方法

本プロポーザルに「神崎市地域公共交通計画策定業務委託受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」及び選定委員会を設置する。

審査委員会において、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施し、企画提案者の採点を行い、順位を付ける。審査委員会の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の審査により、受託候補者を選定する。

実施日程等

内 容	日 時
公告（公募開始）	令和 7 年 5 月 9 日（金）
参加表明書等質問書提出期限	令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで
参加表明書等質問書回答期限	令和 7 年 5 月 20 日（火）
参加表明書等提出期限	令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時まで
参加資格の審査	令和 7 年 5 月 23 日（金） ※予定
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 5 月 23 日（金） ※予定
企画提案書等質問書提出期限	令和 7 年 5 月 27 日（火）午後 5 時まで
企画提案書等質問書回答期限	令和 7 年 5 月 28 日（水）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5 時まで
第 1 次審査	令和 7 年 5 月 30 日（金） ※予定
第 1 次審査結果の通知	令和 7 年 5 月 30 日（金） ※予定
第 2 次審査	令和 7 年 6 月 5 日（木） ※予定
選定結果の通知	令和 7 年 6 月 6 日（金） ※予定

※契約締結等は、令和 7 年度地域公共交通調査等事業（計画策定事業）補助金の交付決定日以降に実施する。（補助金交付決定時期見込み：令和 7 年 5 月中旬）

6. 参加表明書等の提出

（1）提出書類

別添「神崎市地域公共交通計画策定業務委託参加表明書等提出要領」による。

（2）提出部数

正本1部 副本 8 部（複写可）

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

（4）提出期限

「5. 選定方法」に定める実施日程等のとおり。

（5）提出場所

「3. 担当部署」に同じ。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別添「神崎市地域公共交通計画策定業務委託企画提案書等提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部 副本8部（複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期限

「5. 選定方法」に定める実施日程等のとおり。

(5) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ。

8. 参加資格の喪失（欠格事項）

下記の各号のいずれかに該当する場合は、参加資格を喪失するものとする。

(1) 本実施要領の「4. 参加資格」を満たさなくなった場合

(2) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会、審査委員会及び担当部署の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 指定する様式によらない場合

(5) 提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合

(6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(7) 虚偽の記載がなされた場合

9. 審査概要

本プロポーザルにおける神崎市地域公共交通計画策定業務委託にあたっては、企画提案者から提出された企画提案書等及び企画提案者からのプレゼンテーションを受け、総合的に審査する。

(1) 第1次審査（書面審査）

書面審査は、企画提案者の数が5者以上の場合にのみ行い、上位4者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

① 1企画提案者あたり制限時間30分（提案説明20分、質疑10分）によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。

② 実施場所は、神崎市役所とする。

※時間等の詳細は、別途企画提案者に個別に通知する。

- ③ 1 企画提案者につき参加者数は3名以内とする。(1名は業務を中心的に担当する者が出席すること。)
- ④ 企画提案書等を基に説明することとし、企画提案書等と異なる内容の説明は認めない。また、追加の資料配布や展示物・物品等の持ち込みは認めない。
- ⑤ パソコン等を用いたプレゼンテーションを行うことができる。なお、スクリーンは担当部署で準備することとし、パソコン等その他必要な機器は企画提案者が用意すること。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。
- ⑥ 企画提案者が特定できないよう、プレゼンテーションの資料は事業者名等を記載しないこと。また、プレゼンテーション中の事業者の名乗りや、事業者名が分かる作業着や名刺及びバッジ等の着用も不可とする。

(3) 審査結果

審査結果の通知は、第1次審査及び第2次審査の参加者に対し、審査結果を書面により郵送し、併せて「参加表明書(様式第1号)」に記載されたアドレスに通知する。

10. 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、「辞退届」(様式第7号)を提出すること。その際、提出書類には事業社名・契約締結権限者氏名を記載し、契約締結権限者印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては担当部署に事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出するものとする。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等、それらに係る費用の一切は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期間を過ぎた企画提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (6) 神崎市地域公共交通活性化協議会は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 審査委員会委員全員の点数の合計が、満点の6割に満たない場合は、候補者としては選定しない。

1 2. 問い合わせ先

神崎市地域公共交通活性化協議会 事務局（神崎市総務企画部総合政策課内）

担当：田中・大澤・福井

住 所：〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町鶴 3542 番地 1

電 話：0952-37-0102（直通）

E-mail：kotsu@city.kanzaki.lg.jp

(別表) 神崎市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル審査項目及び配点表

No.	審査項目	審査事項		配点
1	業 務 目 的 の 理 解 度・企画の内容	上位計画・関連計画の分析及び神埼市の地域特性等を把握し、それに配慮した適切な支援内容となっているか。		15
2		「地域公共交通計画の実質化に向けた検討会」の示す「地域公共交通計画の実質化」（検討会中間とりまとめ（令和6年4月26日公表）参照）に向けた具体的な提案がなされているか。		15
3		本業務仕様書に示す基本方針の検討における「目標とする公共交通サービス」の検討方法について、具体的な提案がなされているか。		15
4		本業務仕様書に示す市民調査について、市民の地域公共交通利用手段や要望等を把握するために、適切な調査手法や調査結果の分析方法について具体的な提案がなされているか。		10
5		地域公共交通計画（素案）に対する意見の聴取方法・聴取対象について具体的な提案がなされているか。		10
6		その他内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。		5
7	業務の実施体制・ 業務工程	責任者・役割分担等が具体的に示され、本業務を確実に履行する能力があるか。		10
8		作業ごとに開始・終了時期が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。		10
9	類似業務の実績	業務を正確かつ確実に遂行するに適した企画提案者であるか、実績等は問題ないか。		5
小 計 ①				95
No.	審査項目	審査事項		配点
10	見積価格の妥当性	見積額		5
		※配点（5点）×（提案者の最低見積額）÷（当事者の見積額）		
小 計 ②				5
合 計（①＋②）				100